

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第10回）

1. 日時：令和3年4月9日（金） 17：00～18：53

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、大内料金サービス課企画官、西浦事業政策課ブロードバンド整備推進室長、香月事業政策課調査官、甚田事業政策課課長補佐、中川事業政策課課長補佐

**【大橋座長】** 本日は皆さん、お忙しいところ御参加くださいますありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会、第10回を開催いたします。

本日の会議は、前回同様、ウェブの会議での開催ということとさせていただきます。

まず事務局から、この会議システムのこととか、あるいは配付資料の関係での留意事項について、お願いできればと思います。

**【甚田事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。本日は、御発言に当たりましてはお名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要がありましたらそちらも御活用いただければと思います。

ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数でございますが、事前に事務局よりお送りしたURLにもう一度ログインし直していただければ幸いです。

資料につきましては、資料10-1を配付してございます。

以上、よろしく願いいたします。

**【大橋座長】** ありがとうございます。それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点の具体的検討ということで、事務局からまず御説明いただいて、その後、意見交換をさせていただければと思います。

まず、事務局から御説明のほうをお願いいたします。

**【香月事業政策課調査官】** 事務局の事業政策課の香月です。よろしく願いいたします。

資料10-1を御覧いただきたいと思います。本日は、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた論点の具体的検討について御議論いただきたいと思っております。

1ページおめくりいただきたいと思います。目次でございますが、本日は6つの柱を立てております。まず1つ目は今後の検討スケジュール案。2つ目、提供確保すべき役務。3つ目、有線ブロードバンドサービスに関する規律の考え方。4つ目、交付金負担の考え方。5つ目、役務の品質について。6つ目、有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策でございます。

次に2ページでございます。今後の検討スケジュールでございます。

昨年の11月から第Ⅱ期における検討で御議論いただいてきております。第8回では論点を網羅的にお示しし、御議論いただいておりまして、また第9回は非公開で御議論いただきました。本日が第10回となります。今後、次回、品質関係について御議論いただき、その後、取りまとめ骨子、取りまとめ案、それから取りまとめというふうに進めていただければと考えているところでございます。

次、3ページでございます。2つ目、提供確保すべき役務でございます。

(1) 提供確保すべき役務に関する制度の考え方でございます。電気通信事業法では、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務を基礎的電気通信役務として位置づけ、支援を行う制度が運用されております。こうした制度を踏まえながら、ブロードバンドサービスの整備状況、主体の違いなどを考慮した上で、ブロードバンドサービスの提供維持のための枠組みを検討することとしてはどうか、としてございます。

(2) 提供を確保するために支援の対象とする役務でございます。ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、いわゆる3要件（不可欠性、低廉性、利用可能性）だけではなく、提供に要する費用について支援が必要となるかということについても考慮されてきております。

有線ブロードバンドサービスは、条件不利地域などにおいては維持運用経費が事業者の大きな負担となっている場合も多く、維持が困難となる可能性があることなどを踏まえると、維持運用経費について支援を行う必要があると考えられるのではないかと。

一方、携帯ブロードバンドサービスについては、基本的には競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであるため、維持運用経費について支援を行う必要がないと考えられるのではないかと。

④ですが、支援対象とする役務の検討の際には技術中立性の確保に留意することが必要であることから、市場環境の変化によって、携帯ブロードバンドサービスについても維持運用経費の支援が必要と考えられる状況が発生した場合など、状況に応じて、提供を確保するために支援対象とする役務について機動的に見直す仕組みとすることが必要ではないかと、としてございます。

次に6ページでございます。有線ブロードバンドサービスに関する規律の考え方で、この論点につきましては6つのトピックに分けてございます。

まず1つが基本的な考え方。2つ目、エンドユーザ向けの役務に対する規律。3つ目、規律の対象。4つ目、卸役務に対する規律。5つ目、支援対象事業者に対する規律。6つ目、いわゆるラストリゾート事業者の責務についてでございます。

7ページでございます。有線ブロードバンドサービスに関する規律の基本的な考え方でございます。

有線ブロードバンドサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、提供事業者には一定の規律を課す必要があるのではないかと。具体的な規律として、例えば提供義務、約款規制、料金規制、技術基準適合義務などが考えられますが、有線ブロードバンドサービスについてどのような規律が課されるべきか、規律の内容ごとに検討すべきではないかと。

③ですが、ブロードバンド市場では、加入電話と異なりサービス提供事業者（卸先）と設備設置事業者（卸元）が分かれている場合も多いため、そのような場合であったとしても有線ブロードバンドサービスの適切、公平、安定的な提供が図られるようにすることが必要ではないかと。

具体的には、(ア) エンドユーザ向けの役務提供に係る規律、(イ) 設備設置事業者による卸役務提供に係る規律、(ウ) 交付金による支援の対象となる事業者（支援対象事業者）に追加的に課される規律について、個別に検討することが必要ではないか。

※印でございますが、役務提供維持のためには設備維持が図られることが前提になる、また、その支援額は設備維持に要する費用を元に算出することが想定されることから、支援対象事業者は設備設置事業者である必要があるのではないかとしております。

次に8ページでございます。2つ目のトピックとして、エンドユーザ向けの役務提供に係る規律でございます。

(1) 約款料金に関する規制でございます。(a) の①約款料金について、現行の電話における規律の概要と規律の趣旨を書いております。この趣旨としては、適切な料金その他の提供条件で公平に役務提供されることを担保するためというものでございます。

(b) 有線ブロードバンドサービスへの適用の考え方。有線ブロードバンドを提供確保すべき役務として位置づける場合においても、役務が全ての利用者に対して適切な料金その他の提供条件で公平に役務提供されることを担保するために、一定の約款・料金規制の必要性はあると考えられる。

一方、有線ブロードバンドサービスは複数の事業者が競争環境にあり、様々なサービスが提供されている状況に鑑み、必ずしも全ての利用者に対する同一の提供条件を担保する必要はないのではないかと。このため、提供条件については相対取引による約款外での役務提供を認めつつ、一定の契約条件による役務提供を保障する約款規制において対応することが考えられるのではないかと。

④ですが、また料金については、料金の算出方法の適正性・明確性についての規制を設けることが必要ではないかと。

また、さらに料金の額については、利用者に対して役務が適切、公平かつ安定的に提供されることを担保するための制度的な枠組みを設けるべきではないかと。ただし、事業者による事業継続が困難とならないような仕組みを検討するとともに、現時点では条件不利地域において料金が高止まっているというような状況が確認できていないことも踏まえて、事業者にとって過度の負担とならないよう十分に配慮すべきではないかと、とっております。

9ページでございます。エンドユーザ向けの役務提供に係る規律で、その他の規制でございます。

電話におけるサービスにおける規律の内容・趣旨などをこの青い表に載せておりますが、

(A) 契約約款の提示・公表義務。これは現行規律の趣旨としましては、利用者に対して適用される提供条件を定めた約款を広く周知するということを担保するものでございます。

役務提供義務は、事業者の業務区域において、利用者からサービス提供の申出があった場合に正当な理由なく拒んではならないというものでございまして、適切、公平・安定的な提供を確保するためのものでございます。

それから技術基準適合の維持、その自己確認の義務がございまして、これは安定的かつ確実な提供を確保するためというものでございます。

これらについて、有線ブロードバンドについて役務提供を確保すべきサービスと位置づけた場合には、有線ブロードバンドにおいても適用すべきではないかとしてございます。

次に10ページ、規律の対象でございます。

エンドユーザ向けの役務提供に係る規律については、全ての利用者に対してサービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するためには、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者全てに規律を課すことが原則と考えられるのではないかと。

しかし、多くの事業者が存在することも踏まえ、規制による事業者及び行政における負担を極力低減する仕組みを検討しつつ、負担が大きくなると考えられる場合、必要に応じて、エンドユーザ向けに係る規律の対象を事業者全てではなく、有線ブロードバンドサービス提供事業者の一部に限定するという考え方について、どのように考えるか。

③ですが、全てに規律を課すことを原則としつつ、利用者への影響の小さい中小事業者（支援対象事業者を除く）を除外するという方法について、どのように考えるか。

支援対象事業者については、中小規模であったとしても交付金の交付を受けることに伴い、役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保することが求められることから、規律の対象とすべきではないかということを※印に書いております。

④ですが、規律の対象について、支援対象事業者に限定するということも考えられますが、エンドユーザ向けの役務提供に係る規律は、利用者に対して役務が適切、公平かつ安定的に提供されることを担保するための規制であり、提供確保すべき役務として位置づけることに伴うものと考えられるべきであることから、支援対象事業者に限定することは適当ではないのではないかと、としております。

次に13ページでございます。4番目のトピックであります卸役務の扱いでございます。

サービス提供事業者（卸先）と設備設置事業者（卸元）が分かれている場合、卸先における役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するためには、卸元による卸役務の適切、

公平かつ安定的な提供を確保することが必要ではないか。規律の検討の際には、エンドユーザに適切、公平かつ安定的な提供を確保するという規制の目的に照らし、卸役務を規制することが必要であるか、また、その規制が必要であるとして、どのような形で規制することが適切・有効であるかという点を検討することが必要ではないか、としてございます。

次に14ページでございます。5つ目として、支援対象事業者に対する規律でございます。ここの赤い表で書いてありますのは、電話におけるサービスの規律の内容・趣旨、それから有線ブロードバンドサービスへの適用をまとめたものでございます。

現行電話ですと、収支状況の整理・公表義務というのがございます。こちらは交付金を会計上適正に管理し、負担対象者に対する透明性を確保するためというものでございまして、その趣旨を踏まえると、有線ブロードバンドにおいても適用すべきではないかとしております。

業務区域の基準適合義務でございます。これは、一定の面的な広がりを持った役務の提供を確保し、総体として全国あまねく提供が実現する蓋然性を高めるためというものでございまして、現行の電話の場合の基準は、都道府県の区域における全ての世帯数に占める役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であることとされております。

これを有線ブロードバンドに関しても、その支援対象事業者に対して業務区域の範囲が基準に適合することを求めることが必要ではないか。ただ、※印で書いてありますが、交付金スキームにより支援対象とする地域、例えば1者提供地域かつ高コスト地域とすることなどが必要ではないかとしてございます。さらに、交付金の交付を受けた事業者のエリアを維持させる仕組みを措置する必要があるのではないかとしてございます。

(C) ですが、支援機関への収支状況等の届出義務。支援機関における交付金の額の算定に用いるためでございまして、そうした届出は有線ブロードバンドサービスにおいても必要ではないか、としております。

次に15ページでございます。ラストリゾート事業者の責務について。現行の電話のユニバーサルサービス制度では、NTT持株・NTT東西はNTT法において、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することが規定されていることなどによりまして、いわゆるラストリゾート事業者の責任を負っております。ブロードバンドサービスの提供維持のための枠組みの検討に当たって、特定の事業者に同様の責務を課すことについて、どのように考えるかということでございます。

次に20ページでございます。4つ目の論点でございます。交付金負担の考え方、負担対象者でございます。

①の交付金を負担する主体として受益者負担の考え方を採用した場合、ブロードバンドサービスの利用者が増加する、または減少しないことにより、ブロードバンドサービスの魅力が高まることで利益を得る事業者全体が広く応分の負担をするのが適当ではないか。この際、ブロードバンドサービスを提供する事業者のみならず、OTT業者も受益者であり、本来的には負担対象者とするとも考えられますが、aでございますが、負担を求めるに当たっては負担対象者の捕捉や徴収の可能性についても考慮すべきであること、OTT事業者の収入の中でどのような部分を算定対象とすべきとするかの確定などが困難であること。bでございますが、OTT事業者は自らのサービスを提供する際に必要となるブロードバンドサービスの利用者でもあり、ブロードバンドサービスを提供する事業者を負担対象者とする場合、利用者に対して負担が転嫁されることも想定されます。そうした場合にはOTT事業者に対する二重負担となる可能性があるのではないかと。cでございますが、諸外国においては現時点においてOTTを負担対象としていないこと、などを踏まえ、OTT事業者を負担対象者とするについては慎重になるべきではないかと。

以上を踏まえまして、少なくとも当面の間は、ブロードバンドサービスを提供する電気通信事業者を負担対象者としてはどうかとしております。

また、④ですが、無線ブロードバンドサービスを提供する事業者についても、ブロードバンドサービスの利用可能者が増加すれば、電子メール、メッセージングアプリ、テレビ電話等によるやり取りが可能となる者が増加し、無線ブロードバンドサービスの魅力を高めること、増大する移動通信トラフィックを、オフロードを行うことによって通信環境の品質を向上させることが可能となることを踏まえ、無線ブロードバンドサービスを提供する事業者も受益者と位置づけて差し支えないのではないかと、としております。

次に21ページでございます。2番、負担金算定の単位でございますが、1事業者当たりの負担金額を算定する方法として、まずア、事業収益を基に負担金額を算定する方法、イ、契約数を基に算定する方法が考えられるところでございます。

この事業収益を基に算定する方法については、ブロードバンドサービス提供事業者が自らの収益の中からブロードバンド事業の収益のみを切り出すことが前提となりますが、そうした数値を把握するための簡素な仕組みを構築することが難しい。また、事業者にとって負担になる可能性があるということを留意する必要があるのではないかと。

また、③ですが、契約数を採用する場合には、ブロードバンドサービスの契約の内容は様々ですので、こういった形態を1契約とするかの検討が必要ではないかとしてございます。

3番、エンドユーザへの転嫁でございます。事業者に負担を求める場合、負担金算定の単位がどうであれ、事業者のサービス提供の費用には影響が生じることとなるのではないかと。ユニバーサルサービス料金という形で明示的に転嫁しない場合であったとしても、エンドユーザ料金への影響は生じざるを得ないのではないかと。そうしますと、転嫁を認めない制度というのは難しいのではないかと、としております。

次に26ページでございます。5つ目の論点である役務の品質でございます。

1番、まず通信速度についてでございます。基本的な考え方は、第I期論点整理で御議論いただいた内容を点線で囲ってございます。

テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などを安定的に利用することができるようにするためのブロードバンドの内容（品質）を確保することが望ましいのではないかと。具体的には、1人当たり通信速度として上下数Mbps程度の実効速度を安定的に利用できることや、通信容量として少なくとも月当たり数十ギガ利用できること、との意見があったことを踏まえ、内容（品質）を検討することが適当。また、実効速度と名目速度の二通りが存在しますが、あらゆる状況下での実効速度を担保することが困難であることを考慮すれば、名目速度をベースに考えることが適当。

②でございます。有線ブロードバンドサービスについて、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療など安定的に利用することが困難である品質のものも、現状においては提供されております。こうしたことを踏まえますと、提供確保すべき有線ブロードバンドサービスについて一定程度の品質を担保するとともに、交付金による支援の対象を明確化するために、そうしたサービスが満たすべき名目速度を規定していくべきではないかと。

また、第I期の論点整理では、併せて名目速度との大きな乖離を防止するため、実効速度をサンプルとして計測する仕組みなどを検討することとする、としておりますが、令和2年12月から開催されている固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループの検討状況を踏まえた検討を行うことが考えられるのではないかと、としてございます。

次に27ページでございます。通信速度についての続きでございます。具体的な通信速度の検討方針でございます。



テレワーク・遠隔教育などの利用のために、実効速度で1人当たり数Mbps、世帯ですと10Mbps程度が安定的に利用できることが望ましいことから、最低でも下り名目速度10Mbps程度以上とすることが必要ではないか。

②、検討の際、諸外国における事例を参考とすることが必要ではないか。

③、具体的な通信速度は、事業者によるサービスの提供エリアなどの状況や最新技術の動向などを踏まえて決定するとともに、機動的に変更することが可能な仕組みとするべきではないか、としてございます。

次に30ページでございます。通信速度についての続きでございまして、(3)帯域保証型サービスでございます。

帯域保証型サービスについては、②(ア)ですが、ベストエフォート型のサービスよりも利用料金が高額であり、一般的に利用される必要最低限の不可欠なサービスであるとは言い難い一方で、(イ)企業や学校等教育機関においては、通信確保のために一定程度の利用がされているといった実態を踏まえるべきではないか、としてございます。

また、2番ですが、通信速度以外の役務品質についてでございます。遅延時間、パケット損失率、揺らぎなどの通信速度以外の役務品質について、どのような基準を設けるべきかの検討が必要ではないか。

3番でございます。役務品質以外の技術基準に関する検討について、予備機器設置や停電時における電源対策などの、役務品質以外の技術基準に関してどのようなものが必要となるかの検討を行うべきではないか。具体的な規律については、事業者において自主基準を定めているかなどの実態を踏まえて検討するべきではないか。

次に31ページでございます。4、事業者ヒアリング項目案でございます。

こうした点について事業者からヒアリングすることとしてはどうか。ヒアリング項目として以下に挙げたもの以外が考えられるか。ヒアリング対象者の案としましては、有線ブロードバンド事業者、携帯ブロードバンド事業者としてはどうか。また、そのヒアリングの項目としては、①下りの名目速度が10Mbps、30Mbpsに満たないエリアは存在するか。②実効速度はどの程度となっているか。③遅延時間、パケット損失率、揺らぎなどの品質基準をブロードバンドサービスについて設けることが考えられるか。④予備機器の設置の基準、停電時における電源対策など、電話用設備に対しては課されているが、ブロードバンドサービスの提供に関する設備には課されていない規律について、ブロードバンドにも課することが困難なものがあるか。⑤帯域保証型サービスの実態はどのようになって

いるか、でございます。

次に34ページでございます。6つ目の論点でございます、有線ブロードバンド未整備エリアにおけるブロードバンドサービスの提供確保方策でございます。

①2022年度以降も残る有線ブロードバンド未整備エリアは、令和2年度の補正予算事業によっても整備されなかった地域である。このような地域においては無線ブロードバンドサービスを活用することにより、ブロードバンドサービスの提供確保を図ることが考えられるのではないか。②無線により有線の提供を補完する仕組みの例として、電話のユニバーサルサービス制度においてワイヤレス固定電話という制度が設けられておりますので、こうした例を参考とすることが考えられるか。③有線ブロードバンドの場合にはあまねく提供する事業者がない中ということ踏まえますと、無線ブロードバンドサービスの提供を維持するための仕組みとしては、携帯ブロードバンドサービス提供事業者のサービスエリアを維持する仕組みを設けることが考えられるのではないか。④このような方策については、電波部で開催しておりますデジタル変革時代の電波政策懇談会移動通信システム等制度ワーキンググループにおいて、いわゆるプラチナバンドなどを保有する移動通信事業者に期待される役割が論点の1つにもなっておりますので、その懇談会の議論を踏まえて検討すべきではないか。⑤携帯ブロードバンドサービスの品質・技術基準の在り方については、事業者のヒアリングなども踏まえて検討すべきではないか。⑥有線ブロードバンドの整備についても地域の実情を踏まえた支援策を検討することが考えられるのではないか、としてございます。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**【大橋座長】** ありがとうございます。それでは、以降、委員の方々の間で御意見、御質問をいただきたいと思っております。

目次にあるように、1ページ目ですが、本日は非常に多岐にわたる論点であります、基本的に論点を区切らないで、皆さんからお気づきの点をそれぞれおっしゃっていただく形でいいかなと思っております。

どなた様からでも、お知らせいただければ指名をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

相田先生、お願いします。

**【相田座長代理】** 主に5の役務の品質についてということで、それに関連して幾つかお話しさせていただきたいのですが、ここにも書いておりますように、ある意味本当に必

要なことは、1人2Mbps相当が使えるということであるわけですが、固定の場合ですと、2Mbps×家族の人数と、必要な数値が契約者によって違うというところが一つ厄介なところなのかなと思います。

それと私、総務省のIPネットワーク設備委員会というところで、いわゆる通信事故の報告制度というようなところでも関与しているわけですが、ここのところで、もし実効速度が何Mbps必要だというようなことをお決めいただけると、それを何時間以上にわたって満たさなかったら通信事故だというようなことで、すばつと言えるのですが、こちらで決めるのが名目速度ということだとすると、IPネットワーク設備委員会のほうで別途通信事故の定義をしなきゃいけないということで、こちらに仕事が回ってくるという感じではあるのですが、より具体的なことに関して言いますと、31ページの事業者ヒアリングの項目の①のところ、「業務エリアのうち下り名目速度が10Mbps、30Mbpsに満たないエリアは存在するか」という質問の聞き方になっているのですが、これは技術的にそのスピードができないエリアはあるかというような問いのように見えるのですが、それとは別に、家族構成で人数が少ないので別に10Mbpsも要らないよと。あるいは、そちらのサービスの方が料金が安いので、安いほうのサービスでいいよというようなことで、利用者側の選択としてもっと遅いサービスが選ばれているというようなことがあるのであれば、それについても知りたいなというのが1点でございます。

今のことと関連して、交付金の負担事業者のことにに関して、今も申しあげましたように、同じ事業者が最終的に決まったブロードバンドの基準に満たないようなサービスも提供しているというときに、その分の利用者数なり、場合によってはそこから生じる利益というようなものを負担の割合として考えるのか考えないかというのは、一つ論点になり得るのではないかなと思いました。

私からは取りあえず以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。次に林委員、お願いいたします。

**【林構成員】** ありがとうございます、林でございます。私からは2件ございます。

1つは、モバイルブロードバンドの活用、有線ブロードバンドの活用の点なのですが、これまでもこの研究会の議論の中で、ブロードバンド全体の規律を考える場合には、有線のみに着目した規律とするのはバランスを欠くのではないかと、言い換えれば技術中立性に配慮するよということだったと思います。

その観点というのは非常に重要だと思っていまして、ここに直接は掲げられていないの

ですが、モバイルブロードバンドだけではなくて、将来的には衛星ブロードバンドのようなものも選択肢に加えて検討していくことが課題になるのではないかなと思います。

現時点では、下りも上りも伝送速度は衛星インターネットサービスというのは非常に遅いと思うのですが、将来的にはスペースXのスターリンクなどの、通信衛星のコンステレーションの技術が発展してきていますので、そうすると100Mbpsとかというのが下りでも出るようなことが、将来的には可能になってきているとも聞きますので、その辺りも踏まえて、可能性を閉じた形ではなくて、前広に検討していくということが大事なのかなと思いました。それが1点でございます。

もう1点は、先ほど紹介していただきました35ページのところで、電波政策懇談会のワーキンググループで、私もそこでプレゼンをさせていただく機会があったのですが、その発言も少し紹介いただいておりますが、それを敷衍して申し上げますと、ここにも掲げられていますように、電波は公共の財産ですので、周波数の割当てを受けた事業者というのは、ある意味公共の福祉を増進させる責務があるのではないかと。そういう意味で、周波数の割当ての仕組みでも、電波を受けた事業者による公共の福祉への費用を義務づけることができなかつたところなんです。

例えば、条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備を努力義務とすることも考えられますし、これだけではなくて、開設計画の認定制度以外の手法も併せて検討するということが必要ではないかと申し上げました。

これは付言しますと、電波という財の性質上、最新の技術を最大限活用することで経済的・社会的に大きな効用をもたらすという特質があるからこそ、割当てを受けて排他的に利用できる立場を与えられた者には、通常の民間企業からは一段高い、ある種の公共性が求められるのではないかと。要は電波利用のノーブレス・オブリージュという考え方があり得るのではないかと。それを担保し促すための仕組みをつくっていくのは国、すなわち総務省の責務ではないかという問題意識で述べたものでございます。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。次に三友委員、お願いいたします。

**【三友構成員】** 三友です。今、林先生から御指摘があった2点、それぞれ私も全く同感でございまして、2番目については、今、電波政策懇談会のほうで検討を進めているところでございます。

私からは2点ございまして、1点目は、今、林先生がおっしゃった1点目と共通すると

ころであります、何かといいますと、それは競争条件への影響を慎重に検討すべきであるという点です。

10ページ目の③で有線ブロードバンド事業者間のことは書いてあるのですが、どうもこの冒頭の部分を読みますと、有線のブロードバンド市場と無線のブロードバンド市場は何か別のもののように扱われている印象がございます。

もちろん有線ブロードバンド間の競争も、将来的には問題になってくる可能性はあります。もちろん、1つの地域の中では1社しかないにしても、隣の地域との競争とか、そういういろいろな形での競争が出てくると思いますので、例えば大規模事業者と中小の事業者の間での競争条件をどういうふうに担保していくとか、そういったことがまずあると思います。

それと同時に、もっと重要なのは、将来、無線系のブロードバンド市場というものが、この先の無線技術の進歩によってかなり大きくなっていくのではないかなと思います。

その時に、仮に利用者が利便性を求めて無線系のほうに移ってしまった後も、もし有線だけがユニバーサルサービスであれば、これを提供し続けなきゃいけないという義務が残ります。

鉄道で例えて言うなら、新幹線が開業して、多くの場合は在来線が廃止されましたが、その在来線を提供し続けなきゃいけないというような、何かそういうことが起こり得るのではないかなという危惧がありまして、そういう意味では、やめるときの条件というものもやはり明確にしておく必要があるのではないかな。さもないと、コストあるいは負担のみが残るということが起こり得るわけでありまして。

次に2番目ですが、私、総務省の別の会議体でユニバーサルサービス政策委員会にも属してございます。

今、そこで何を検討しているかということは、多分10年20年先の、このブロードバンドユニバーサルサービスの検討内容にもなり得るので、ちょっとお話ししておきたいと思いますが、今、ユニバーサルサービス政策委員会で検討していることは、第一種公衆電話の問題です。

御承知のように、第一種公衆電話というのはNTTに義務が課されておりまして、一定の範囲に必ず1つなければいけないようになっているのですが、ほぼ全て赤字の状態であります。中にはほとんど使われていないものも正直あるわけでありまして。

しかし、公衆電話をやめるという議論をしたときに、例えば高コストの公衆電話から、

上から切っていけばよいと、当初、私も考えていましたが、実際にそういう高コストの公衆電話はどういうところにあるかという、例えば人口の少ない離島に1台だけあるとか、そういうものが多いわけです。これをなくすという議論が本当にできるのかどうかということですが、

翻って将来、有線ブロードバンドがユニバーサルサービスになったときに、地域で1人しか使っていないというときに、本当にそれをやめていいのかという議論になるわけです。

一旦ユニバーサルサービスとしてしまうと、やめるということが非常に難しくなってきますので、やめるということを常に考えていかなきゃいけない。特に地方においては人口も減っていきます。それから将来の技術進歩、先ほどの一番とも関係しますが、市場の変化がございますので、あまり電話のように技術固定にしてしまうと、後で大変なことになるのではないかとということがございます。

私からは以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。ここで一旦切らせていただいて、事務局からそれぞれの委員の御質問なり御意見なりに対して御回答があれば、ぜひいただければと思いますがいかがでしょうか。

**【香月事業政策課調査官】** 事務局でございます。まず、相田先生からいただきました御意見でございます。1つ目、ブロードバンドで実際に品質やスピードの低いものを安い料金で提供している。利用者の選択肢としてそういうこともあるのではないかと。

そうした点につきましても、先生に御指摘いただきましたように、次のヒアリングの中で、実際に低速のサービスというものがどういう形で使われているのかなどについても、聞ける範囲で、事業者をお願いをしてみたいと思っております。

2つ目でございます。今のような形で、仮にブロードバンドに一定の品質を求めた場合、それに満たないサービスを提供しているときに、負担を求めるにあたり、それを1カウントとしていくのかということございまして、そこは実際にどのような形で、交付金制度をつくったときに負担を求めていくかという検討の中で、重要な問題だと思っておりますので、そこでまた不公平感などが生じないような形で、先生の御指摘も踏まえながら考えていきたいと思っております。

それから、林先生からいただいた点ございまして、ブロードバンドをユニバーサルサービスとして支援していく中では技術中立性が重要である。それから将来的には衛星のブロードバンドといったものも考えていくべきではないかという御指摘をいただいたところ

でございます。

今回のユニバーサルサービスの支援の対象としては、本日の資料で申しますと3ページで説明をさせていただきましたが、ユニバーサルサービスの3要件に加えまして、提供に要する費用について支援をする必要があるかどうかということも踏まえて検討しているところでございます。

ただ、衛星ブロードバンドが今後そういった形で発展していったら、他方でそういった3要件ないしはその提供に要する費用の補填の必要性など、そうした要件に合致していくということであれば、また制度の見直しということは将来的にも柔軟に考えていく必要があるのではないかと考えております。

それから、条件不利地域における無線局の開設を促すことについて、事務局の資料の34ページ、35ページ、あとは電波政策懇談会のワーキンググループの資料を付けさせていただいたところでございます。その背景について御説明をいただきましてありがとうございました。

電波が公共の財産であり、そうしたものを使っていくという観点で求められていく、期待される役割があるのではないかとということが、移動通信システムワーキンググループで議論されているというふうに承知しておりまして、こうした点につきましても、電波部とよく相談しながら検討を進めていきたいと思っております。

それから、三友先生からいただいた御意見でございます。競争条件の検討を慎重に行っていくべきではないか。有線ブロードバンドと無線ブロードバンドとの競争関係、また大規模と中小企業との間の競争関係などを御指摘いただいたところでございます。

今回のこの制度ができることによって競争条件をゆがめるというような制度にならないように検討していく必要があると思っておりますので、先生の御指摘も踏まえながら、慎重に考えていきたいと思っております。

それから、今後、公衆電話の例を踏まえて、また今後、有線のサービスが仮に無線に移っていったら、有線を使うということがだんだんなくなってきた場合に、やめることができないような仕組みにならないようにしなければならないという御指摘については、実際に現在、公衆電話で御議論いただいている課題も承知しているところでございますので、先生にいただいた御指摘も踏まえながら、引き続き枠組みを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。もし、先ほどの委員で追加がありましたら、後ほどまた手を挙げていただければと思いますので、先へ進みたいと思います。

藤井委員から手が挙がっていますので、お願いできますでしょうか。

【藤井構成員】 藤井でございます。私からは2点あります。まず1つは20ページですが、交付金負担の考え方のところの④に、無線ブロードバンドサービスを提供する事業者について負担対象とするというところがあるかと思えます。

ここで2つの点を挙げていただいているのですが、これに加えて、恐らく海底ケーブルの維持費用などはF T T Hの今回のユニバーサルサービスの対象になっているのではないかと思います。無線のブロードバンドの基地局を設置するに必要な光回線も、海底ケーブルなど共同の設備になるところも多いのではないかと思いますので、そういう意味では単独の光回線を引くよりもコスト低減、エリア拡大というところに寄与するという説明もできるのかと思いました。もし、その説明で問題ないようでしたら、論拠として加えてはどうかと思いました。

もう1つですが、27ページ目の品質についてのところで、通信速度の規定を、最低でも下り名目速度10M b p s という規定が今回、示されているかと思うのですが、下り10M b p s という一時代前の基準というように見られるのではないかと考えております。海外の規定に関する表も提示されていますが、そこと比べても、日本がブロードバンド後進国になっているという誤解を与えてしまわないかというのが、ちょっと不安に思いました。

これらをふまえて、次回ヒアリングをするというところかと思えますので、どのような課題があつてこの速度が決まっているのかというところを少し整理できればと思います。もし大きな問題なければ、もう少し速い速度で規定したほうが良いのではないかと考えたところでございます。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは長田委員、お願いできますか。

【長田構成員】 長田でございます。ありがとうございます。毎回同じことを繰り返し申し上げているようで恐縮なのですが、1つは20ページの交付金負担の考え方で、受益者が誰なのかというところ、事業者全体という表現になっているのですが、今回のこのブロードバンドをユニバーサルサービスにしてでも全国に張り巡らせて、その維持をしていくというのは、国のデジタル化に呼応していることにもなると思えますので、本当はやっぱり政府というのも受益者になるだろうと。



最終的に結局、この維持費等が、受益者だからということでエンドユーザが負担していただくだけで本当にいいのか。税金だから結局同じということになるかもしれませんが、考え方としては、そこはきちんと書いておいていただきたいと思っています。

それから、速度のところでも、技術のことは全然分からないのですが、相田先生がおっしゃっていた実効速度というのでもし規定が可能であれば、本当は実効速度のほうが良いかなと思っています。名目速度というのはあくまでも名目で、モバイルのときの格差もすごく大きく、同じ名目速度でも実際に出ている速度が全然、社によって違ったりするので、今すぐは無理にしても、いずれにしろ早い段階で実効速度で規定できるようになるといいかなと思っています。

もう1つは有線と無線の技術中立性のところなのですが、私の周りでも、先ほどもお話がありました、1人で暮らしていて、自分が使う範囲ということで考えると有線じゃなくてもいいという人は本当に増えてきています。お仕事をしている人でも、例えば自分のうちは家族で暮らしているので有線だけれど、実家というか、地方の家族のところには、もう無線で全部できるというような人たちも大分増えてきているので、そこは技術中立性ということで言えば、無線の皆さんにもきちんとユニバーサルサービスとして考えていっていただくべきだなと思っています。

以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。次に岡田委員、お願いします。

**【岡田構成員】** 資料でいくと13ページに絵がありますね。規律の考え方のところですが、ここで(ア)(イ)(ウ)と3つに分けて絵が描かれておりますが、エンドユーザ向けの規律というのは広くかかっているのですが、この中でとりわけ、卸役務の扱いをどうするかということが論点として挙げられていて、この卸役務についての規律はどのような形で行うべきかあまり明確にここでは述べられていない形になっていたと思います。

1つの考え方として、エンドユーザに係る規律というものが今広くかかっているわけですから、ここでそれにまた重ねる形で、卸役務に係る規律をかけることに、どこまで意義があるのかという疑問があります。

基本的な考え方として、(イ)のような卸先への規律は必要最小限とするべきであり、では実際にどのような規律が必要なのか私自身あまり明確に思い浮かぶものがないのですが、例えばよく言われることは、垂直的な取引連鎖の中でのマージンスクイーズであるとか、競争者の排除行為といった懸念はあるのかもしれませんが、そのような状況が起こるのは

かなり例外的ではないかなと思います。

なので、基本的な考え方としては（ア）及び（ウ）といった規律をきちんと定めることが肝要で、（イ）は補完的な役割にとどまるべきものであらうと思いました。そこが1つです。

もう1つは、交付金の負担の考え方が20ページ以降に整理されていたかと思えます。この負担金の考え方なのですが、既に幾人かの委員からも御指摘があったように、有線・無線ブロードバンド双方を広く負担の担い手と捉えていくという考え方に賛成です。

その中で、21ページに挙げられている負担金算定の単位として、事業収益に基づくべきか、契約数に基づくべきかという点については、やはり加入電話と違ってブロードバンドではサービスの態様が非常に複雑ですので、ここはなかなか考え方を整理するうえで十分な情報を持ち合わせておらず、どちらが望ましいか今は意見を申し上げることはできないと思っております。次回のヒアリング等で、品質等も含めたこの辺りの事情について、ぜひ事業者さんから情報提供をもう少しいただけるといいなと思っております。

同じく21ページの3. エンドユーザへの転嫁という点については、これは先ほど三友先生から公衆電話のユニバーサルサービスの議論を御紹介いただきましたが、やはりエンドユーザへの転嫁というのは必然というべきで、そういうことを明確にしていくことで初めていろいろなことがクリアになりますし、また、それによって負担額の相場感というものも分かります。そういう意味で、転嫁について認めないという考え方は取り得ないのではないかなと思います。

転嫁の在り方をより明確にしていく方向で考えていくうえで、前々回に試算等もありましたが、負担額の相場感を踏まえつつ、どのような形でエンドユーザに転嫁していくのかという枠組みを具体的に検討していく議論もあっていいのではないかなと思いました。

私からは以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。大谷委員もお願いいたします。

**【大谷構成員】** 日本総研の大谷でございます。各先生から既に様々な御意見をいただいているところですので、特に重複のない論点についてだけ意見を述べさせていただきたいと思えます。

事務局でかなり幅広いテーマについて上手に整理していただいたところではあるのですが、やはり議論していかなければいけないのは規律の対象事業者というところだと思います。

10ページにまとめていただいているところでは、利用者への影響の小さい中小規模事業所を除外し、中小規模であっても支援対象事業者については対象とするという考えが示されているところですが、利用者への影響の大小といったところをどのように考えるのか。基本的には利用者に一定の影響が生じるものだと思いますので、中小規模の事業者においても一定の規律を適用するという、その程度の規律なら適用可能だとか受け入れられるという状況なのかどうかを確認しつつ、中小規模の事業者も含めて適用できるような規律を考えていく必要があるかと思っております。特に、影響が小さいというのはどの程度のことを意味するのかといったところについては、事務局の考えているイメージをできれば明らかにしていただければと思います。

次のポイントですが、資料で言いますと15ページに、いわゆるラストリゾート事業者の責務について述べていただいているところですが、もともとラストリゾート事業者は必要だと思っていたところですが、やはり皆様の議論の中でも、無線ブロードバンドも含めて未整備エリアの現状を解決するために、技術中立性に配慮した考え方を軸にしながら、今回のユニバーサルサービス制度を考えていくということでもありますので、ラストリゾート事業者の責務を明確にするということには消極的に考えが変わってまいりました。

特定の事業者に同様の責務を課すということが、硬直的な制度に陥りがちではないかという点と、未整備エリアの現状について解決の方策がほかにあるのであれば、特にこういう責務を設けなくてもいいのではないかということが言えるかと思えます。

いずれにしてもこれについては、未整備エリアに対して、あるいは現状、何らかのブロードバンドサービスが提供されているとしても、その品質が十分でないような場所というのがどの程度あるのかという現状認識にも関わるころだと思いますので、さらに議論を深めなければいけない論点ではないかと思っております。

最後になりますが、30ページのあたりで、役務の品質についてです。役務品質以外の技術基準に関する検討というところで、停電時の電源確保ですとか、そういった付随的な技術基準についての考え方ということで、まずは事業者の自主基準の有無などの確認から始めていくという進め方については賛同しているところなのですが、事業者の自主基準を確認させていただくとしても、仮に自主基準が全くありませんというか、そのような状態であったとしても、やはりユニバーサルサービスとして国民があまねくブロードバンドサービスの提供を受けられるということを目的としている制度だといえますと、やはり非常時に使うために何が必要なのかという必要性の観点からも、この点は議論し、自主基準な

どがもちろんあることは期待したいところですが、なければならぬで済ませるといふような性質のことではないと理解しているところではあります。

もちろん、全てを交付金のようなもので補填することが必要という認識ではありませんで、ただ、一定の基準を示して、いざというときも安心して使えるブロードバンドサービスの在り方というものを共通認識にしていく必要があるのではないかと考えております。

ひとまず私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上、委員の方々から様々御意見をいただきましたので、事務局のほうで、もしありましたら、ぜひいただければと思います。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

まず、藤井先生からいただきました負担の考え方で、海底ケーブルなどの光回線など、無線ブロードバンドの整備にも役立っているのであれば、そうしたことも理由づけとして追加するべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

この点につきましても、実態などを確認させていただいた上で、先生にいただいた御意見をぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

それから27ページ、下り10Mbpsが後進国に見えてしまうのではないかという点でございます。諸外国の例に比べますと、確かに御指摘のとおりやや低めの数字ということになると思っております。

諸外国のケースは、ユニバーサルサービスの基金の支援が新しく整備するところにあるというところも踏まえて比較する必要があるのかなとも思いますが、いずれにしても、事業者へのヒアリングの項目の①にも書いておりますが、現状そうした低めのブロードバンドサービスというのがどのくらい提供されているかという実態も踏まえながら、今回交付金を交付する対象の確定にも関係してまいりますので、先生の御指摘も踏まえて考えていきたいと思っております。

それから、長田先生からいただいた点でございます。政府も受益者であって、政府の役割ということをよく考えていくべきではないかということでございます。こうした、今はユニバの交付金の議論をさせていただいておりますが、政府としても引き続き、こうしたブロードバンドの整備に対してどういう役割を果たしていくべきかということについては、継続して検討していきたいと思っております。

それから、名目よりも実効速度のほうが本当はいいのではないかと。そこはまさに御指

摘のとおりでして、名目が仮に高い数字が出ていたとしても、実効速度が出ていないと、ユーザとしては実際にはその実効速度の範囲内のサービスしか利用できないわけでございます。

他方で、実効というのをどのように測っていくかですとか、どのような形で実効を担保していくことができるのかということで、まず1つの案としては、実効の測定手法というのを検討し、名目と実効との乖離をなるべく少なくするように促していくということ。それを制度の枠組みとして設けるのか、もう少し弱い形にするのかというようなことはあると思いますが、そうしたことも視野に入れながら、今度のヒアリングでも、実効速度がどの程度となっているかということについては、事業者にもプレゼンをお願いしたいと思っております。

それから技術中立性ということで、無線も重要であるということで、無線もユニバとして考えていくべきではないかという御意見をいただいたところでございます。

こうした有線ブロードバンド、無線ブロードバンド、いずれにしてもその提供を確保していく仕組みというのは重要だと思っております。このユニバの交付金という形でサポートしていくのか、また、それ以外の手法も考えた上で、そういうサービスの確保を図っていくか、全体的な枠組みも踏まえながら考えていきたいと思っております。

次に、岡田先生からいただいた点でございます。まず規律に関しまして、エンドユーザ向けへの規律がしっかりかかっているならば、卸に重ねてかける必要はあまりないのではないかと御指摘をいただいたところでございます。

まさにこの点については先生方の御意見をいただきたいと思っております。13ページで、エンドユーザへの役務提供を確保するという規制の目的に照らし、卸役務を規制することがそもそも必要かどうかという形で問題提起させていただいたところでございます。いただいた御意見を踏まえまして、また引き続き考えていきたいと思っております。

それから、負担の対象として無線ブロードバンドに広げるのも賛成であると。他方で、負担の算定の単位として、事業収益がいいのか契約数がいいのかということについては、サービスの内容が多様であるということで、どちらがいいのかということについては、事業者からのヒアリングなどでもその辺りを確認できないかという御意見をいただいたところでございまして、事業者から次回ヒアリングをお願いする際に、そうしたサービス内容の多様性みたいなことについても、可能な限りお話しいただけるように相談したいと思います。

それから、ユーザへの転嫁についてでございます。転嫁は必然的であり、それを明確にするということで逆に相場観も分かっていくのではないかと。そうした中で、実際にどのくらいユーザに負担が生じるかといったことも、制度の枠組みと並行して検討していくことが必要ではないかという御指摘をいただいたところでございます。

前回の非公開会合でも、そのあたりを少し議論させていただきましたが、今後、試算などについてももう少し精緻化していき、交付金の全体額がどのくらいになるか、またそれを事業者負担をお願いした場合、どのくらいのものになってくるかということも継続して検討を深めまして、また一定の段階で先生方にも御議論いただきたいと思っております。

それから大谷先生からいただいた点の、まず1つ目でございます。規律の対象としまして中小規模の事業者を除くことについて、考え方としてどうかという御意見をいただいたところでございます。

ここで仮に中小規模の事業者を除外するとした場合、どういう指標にするかどうかということは、まだ事務局としてもしっかり整理できているところではございません。収入ですとか契約数ですとか、そういったもののメルクマールなどがあるとは思いますが、まだそういった具体的なお話ができるようなところではございませんが、そうした何らかの形で限定したほうがいいのかというのは、事業者の負担軽減、それから行政のコストの観点から、そうせざるを得ないのではないかとということで、ここで例示として挙げさせていただいたところでございます。他方、先生に御指摘いただきましたように、中小規模の事業者も含め、本来ユニバーサルサービスとして位置づけるのであれば、全ての利用者に対してサービスの適切、公平・安定的な提供を確保するための枠組みにしていく必要があるという点や、利用者からすれば、大規模か中小規模かということとは関係ないではないか、利用者の視点から考えていくべきではないかといった御指摘、また、中小規模事業者でも課すことが適当と考えられる規律の程度ということも考えていくべきではないか、そうした御指摘をいただきましたので、この点については改めて、検討していきたいと思っております。

それから、ラストリゾートの件についても御指摘をいただきました。ラストリゾートの責務を課すことになると硬直的になるのではないかと、また、無線ブロードバンドによる未整備エリアの解決策というものがあるのであれば、逆にラストリゾートの責務ということをあえて課す必要がないのではないかと御意見をいただきました。

また、未整備エリアで、実際その品質がどの程度になっているかといったことも踏まえて考えていくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。このラストリゾートについてどうしていくかについては、まだ事務局としても内部で検討しているところでございますので、先生にいただいた御意見なども踏まえて、引き続き検討してまいりたいと思います。

それから、技術基準についても御意見をいただきました。自主基準がなかったとしても、やはりあまねく安定的な提供を確保するという必要性から議論していくべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。

まさに先生にいただいた御指摘のとおりだと思っております。自主基準というのはあくまで実際どの程度になっているかということ参考として、まずお聞きしたいと思っておりますところでございます。そうした実態も踏まえつつ、また、その必要性の観点から求められるところがどこにあるかということについて、今後検討を深められればと思っておりますところでございます。

事務局からは以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。一通り構成員の方々からお話をいただいて、かつ事務局からも一応の御回答はいただいた形ですが、もし追加で御意見ありましたら、お知らせいただければと思います。

相田先生、お願いします。

**【相田座長代理】** ただいま御説明のあった、大谷委員からの最後の点について少し補足させていただきますと、私が先ほども申しましたIPネットワーク設備委員会のほうで、ネットワークに関する安全信頼性対策基準というものをまとめてございます。これは事業者のネットワーク、あるいは自営網などにも一応全て適用されるものなのですが、実は強制規格ではなくて、こうするのがお勧めだよという位置付けになっております。

電話の場合ですと、電話がユニバーサルサービスだということに鑑みて、各事業者がその安全信頼性対策基準を参考にして自主基準というものを決めて、それを守っていくということになっていたかと思うのですが、そういう意味で、こういうことをやったらいいよというお勧めのものは現状あるわけですが、それをどれだけ強制に近い形に持っていく必要があるかというようなところで、検討する余地があるということかと思っております。以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。三友委員、お願いいたします。

【三友構成員】 三友です。関連の質問なのですが、先ほど大谷先生から災害時のお話がありました。実は現在の電話のユニバーサルサービスの議論をするときも、やはり一番念頭にあるのは災害時です。災害時において最低限の通信を確保するというところが、電話のユニバーサルサービスが担っているかなり大きな部分であると思います。

翻って、インターネット、ブロードバンドを考えたときにどういう立て付けにするのかというのは、そこのところ十分に分からないところもございまして、電話では、基本的に最低限の通信可能性を提供するというのが基本的な概念だったというふうに私は理解しているのですが、今いろいろ御議論がありましたように、10Mbpsでは遅いから20Mbpsでないと駄目だというような話になってくると、かなり高度なサービスをユニバーサルサービスというふうに位置付けることになるわけでありまして。

そう考えたときに、現行の電気通信事業法の立て付けのままで行けるのか、それとも、そこも含めて変更する必要があるのか、その点私は法律に疎いので分からないのですが、むしろ総務省としてどういうふうに考えていらっしゃるのかというのを、ちょっとお伺いできればありがたいのですが。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、三友先生から直接御質問があつて、相田先生は情報提供的なところもあつたと思いますが、事務局からいただいてもよろしいですか。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

相田先生からいただきました点につきまして、技術的な点につきましてはシステム課のほうともよく相談しながら検討を進めていきたいと思っております。

また、三友先生からいただきました御質問でございます。電気通信事業法の立てつけとして、今回このブロードバンドサービスをどのように位置付けていくのかということでございます。

現行、電気通信事業法第7条で基礎的電気通信役務というものが規定されているところでございまして、ブロードバンドサービスについても、その基礎的電気通信役務として整備されている規律や交付金の支援の枠組みなどを参考として電気通信事業法の中に取り組んでいくということを考えてございます。

ただ、実際にどのような形でそれが規定されていくかということについては、これまで会議でもいろいろ御指摘いただいておりますが、電話における状況とブロードバンドにおける状況で違うところも多々ございますので、実際に法制化するに当たっては、内閣法制



局とその辺りの書きぶりなどについては調整していくということになると思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 三友先生、よろしいですか。

【三友構成員】 はい、ありがとうございました。これまでのユニバの定義がそういう定義でしたので、そのまま行けるのかどうかというのがちょっと心配だったところがございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

林委員、お願いできますか。

【林構成員】 1点だけ、総務省の別の研究会で、インターネットトラフィック研究会というのがございまして、御案内のように、「新たな日常におけるインターネットの品質確保に向けて」ということで報告書案が出されております。

その中で、報告書案にもあるのですが、関係する主体で適切に連携して、増大するインターネットのトラフィックに対して連携しながら、混雑緩和や品質の確保を図っていくことが一層重要となっているという、そういう御指摘がございますので、総務省の中でのインターネットトラフィック研究会報告書と、あるいはその研究会の議論とのリンクを張っていただいて、お互いが連携する形で、と申しますのも、とりわけこの品質の問題というのは、このブロードバンド基盤の在り方に関する研究会の議論とも関わってまいりますので、その辺りの連携をお願いできればと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。先ほどの相田先生とも重なるところかなと思います。

それでは、構成員の方もまた手を挙げていただいて一向に構わないのですが、取りあえずオブザーバーの方から既に手がたくさん挙がっているので、オブザーバーの方にも御発言をお願いしたいと思います。

まずいただいているのがソフトバンクの山田様ですので、お願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。私からは、規律の考え方についてコメントさせていただければと思います。

資料の10ページの④に、今回「規律の対象を交付金の交付を受ける者が提供するサービスに限定することは適当ではない」と書かれておりますので、これは競争地域で提供され

ているブロードバンドも含めて規律の対象とするような方向性が示されているものと認識しています。

ここの規律なのですが、資料の8ページにあるような約款の届出義務であるとか料金規制を含んでいるのであれば、それは適切ではないと考えております。

主な理由は2つございます。1つ目は、交付金で今回救済する範囲に比して、競争市場全体に与える悪影響というのが非常に大きく、競争促進に逆行する動きにはならないかということ懸念しています。

具体的には、約款であるとか料金の規制というものはデタリフ化などを通じて競争が促進されてきており、それにより参入の拡大であるとかサービスの多様化・低廉化というものが行われてきたものと認識しております。

今回このような中で、競争市場のブロードバンドに対して新たに約款の規制であるとか料金の規制を課すということは、明らかにこのような動きと逆行するのではないかと考えております。

したがって、現状の競争市場において、例えば役務提供を拒否するというような事象であるとか、小売料金が著しく高くなってしまっているというようなことが見られないのであれば、そこは競争に委ねて、新たな規制を適用する必要性はないのではないかと考えております。これが1つ目です。

もう1つは、基礎的電気通信役務の現行の約款の届出であるとか料金規制というのは、NTT東西の加入電話を前提とした整理であって、それ以外のサービスにそのまま適用するのは無理があるのではないかと考えております。

電気通信事業法の第19条に定めております約款料金規制の目的ですが、こちらは電気通信事業法の逐条解説によりますと「極めて高い公共性から、料金その他の提供条件について、行政が事前にその適正性を確保する必要がある」と、このように定義されております。これに伴って、料金や提供条件に関して、約款変更命令の規定というのもあります。

仮に、競争市場における料金にこのような規律を適用した場合に、当該料金というのは基本的には市場メカニズムによって決定されているものです。

したがって、これを行政でどのように適正性を判断するのかというよりも、その適正性は判断できないのではないかと。それは、仮に行政の介入の余地があるとすれば競争不十分ということかもしれないのですが、この場合は小売料金以前に、卸料金であるとか接続料金に問題がないかというほうに手をつけるべきではないかと考えています。

したがって、現状のこの第19条の規定というのを、約款変更命令もあるという中で、今、競争上提供している事業者に対し届出を求めるとするのは、我々としてはなかなか受け入れ難いところだなと考えております。

あと、これに関して、現行の法規制に関する考え方なのですが、先ほど三友先生から、政策委員会のほうで公衆電話のお話について御紹介がありました。退出規制の話があって、公衆電話をなかなか減らせないという話がありましたが、私の認識では、これはNTT法によるユニバーサルサービス義務の効果として、NTTが公衆電話を減らせないものと認識をしております。

すなわち、現状、ユニバーサルサービスというのを考えるときに、これは幾つかの規制が相まって成り立っている制度だと認識しております。具体的には、NTT法に定めるユニバーサルサービス義務、あとは電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務に関する規定による効果。また、同じ事業法でも、交付金を受ける対象としての適格電気通信事業者による義務に伴う効果。また加えて、プライスカップを受ける特定電気通信役務の提供に伴う義務による効果。

今まで、電話のユニバーサルサービスというのは、こういった規定というのが全て一つになって制度が維持されていたものと認識しています。今回、競争事業者の様々なサービスに、この基礎的電気通信役務の提供の考え方を充てるに当たり、その中で電気通信事業法の基礎的電気通信役務に関する規定を切り出して本当に成り立ち得るのかどうなのかというのは、少し慎重に考える必要があるのではないかと考えております。

あと、いろいろとそういった意味で、速度が何Mbps以上とか、品質基準とか技術基準についていろいろと今、議論がなされているところですが、例えば今、競争事業者が提供しているようなサービスがこういった基準を満たさなかった場合に、こういった効果が生じるのかというのは少し気になるところでございます。

例えば、それは基金の補填対象になり得ないというだけだったらいのですが、例えば10Mbpsとか指定された場合に、じゃあ10Mbps出ないサービスというのはブロードバンドサービスと名のつてはいけないのか。それとも、そもそもサービス提供が許容されないのかといったような話もありますので、その辺りの効果というのも考える必要があるのかと思っています。

もう1点、岡田先生がおっしゃった卸の規律に関してなのですが、これも先ほどの複数の法律が一つになっていることと関連するのですが、仮にサービス提供事業者に基礎的電

気通信役務に伴う何らかの義務を背負わせましたといった場合に、卸の条件変更が著しく大きく変わった場合には、卸を受けている事業者は、その義務が満たされなくなる可能性があると思います。

これまでは、NTTの電話の役務というのは基本的に自己設備でのサービス提供が義務づけられていましたので、こういった問題はあまり生じなかったという認識でおります。

したがって、こちらについても今回、こういった様々な競争事業者が複数存在する中で、この辺りの考え方をどういうふうにするのかというのは、少し整理が必要なのではないかと考えております。

以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

次はKDDIの山本様、お願いします。

**【KDDI】** KDDIの山本です。実は、先ほどのソフトバンクの山田様からコメントをほとんど言われてしまったようなところではあるのですが、大事なところを少し、繰り返しになりますが申し上げます。

ポイントは、制度の目的に対して手段が相当なのか、つまり過剰ではないかという点でございます。

スライドの8、エンドユーザ向けの役務提供に関する規律というところですが、これは先ほどの御指摘と同じですが、今回の政策目的というのは、電話と違って誰も役務提供がなされない。そこにどうやって事業者インセンティブを与えて、役務の提供がしっかりと確保されるのかという、非常に前向きな、みんなが尻込みをするような領域に対してどうやって制度設計をかけようかというのが本来の目的であります。

それに対して、例えばお金の補填を受けて、補填を受けたにもかかわらず提供料金が高い。これはさすがに料金の適正性を検証するという規律があつてしかるべきだと思っております。あるいは、全国レベルで提供している事業者が、ある特定の条件不利地域だけ狙い撃ちして料金を高くしている。これも不当であろうと。

後者については、現状の電気通信事業法の利用の公平のところ、そんなことをしていけないと、既に規律があると我々は理解しておりますので、それに上乗せして規律する必要はないと思っております。

そうしますと、じゃあ補填を受ける事業者が適正な料金で提供をしているのか。こういう規律は何がいいかというところで、今回スライドの8の中に、保障契約約款というところ

ろが、参考というか考え方のベースとして示されています。

これは真ん中の③の※1に書いてありますとおり、この保障契約約款の趣旨は、これはまさに制度的な、歴史的経緯の中でボトルネック設備を設置されるNTT東西が、100%の役務提供義務というのが前提ですが、こういった他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されない役務、つまり競争が働かないというようなことを念頭に置いて、この約款のサービスの提供条件の規律がなされている。この視点は大事だと思います。

つまり、今回の例で言うのであれば、誰も役務提供しないところに唯一役務提供される。私の理解では今回、確定ではないにしても、補填を受ける事業者が複数であることは想定していないで、1者、その提供地域の1者になるということであるとすれば、その辺についてはこの発想は正しいのだと思います。ほかの事業者によって役務が提供されない。

だからこそ、その唯一の提供事業者が提供する役務の提供料金がお客様にとって不当でないかどうか。通常の経営の範囲の中で役務提供するものを超えて、他者からお金をいただいで役務提供する、その料金というのは当然にチェックを受けるべきであると考えます。

したがって、結論になりますが、全てのブロードバンド事業者に対してこの規律を適用するというのは、本来の目的を逸脱していると考えております。

この制度は、唯一みんなが尻込みをするところのエリアに対して、補填を受けて役務を提供される事業者をみんなで支えるというものであり、みんなで支える拠出をしながら、自分で提供している、都市部で提供している料金までその規律を受けるというのは、これはちょっと目的が違うのではないかとこのところでございます。

あと、その他品質等については、山田様から御指摘いただいたとおりなので、繰り返しになるので省略いたしますが、以上、コメントさせていただきました。ありがとうございました。

【大橋座長】      ありがとうございます。

それでは、JAIPAの立石様、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】      立石です。よろしくお願いします。何点かあります。1つは、技術中立性というところが最初から3ページ目のところから何度か、度々出てきているわけですが、どこかの研究会でもお話ししたのですが、必ずしも無線が安いという前提でお話しされているような嫌いがあるのではないかなと思っていて、5Gなどの地方の期待というのを見ても分かるのですが、そもそも光ファイバがないところに、無線はほとんど来ていないというのが一つあって、そういうところに光回線や無線

を持っていくということは相当高コストになるので、都市部など、それなりの人口がいるところと同じような提供条件で本当に提供できるのかや、実際の維持コストですね、どれぐらいかかるかというのは精査する必要があるのではないかなと。

北海道のようなところをイメージされていればいいのですが、実は日本はもう全く逆で、むしろ陰しくて光ファイバを引くのが難しいようなところは、アンテナを建てるのも非常に難しいところが多いので、そんなに簡単に無線で代替できるものではないというのが1点です。

それから、実は私も技術中立性という言葉で、無線もやはりありだと思ってはいたのですが、ずっと違和感があって、それが何かというのに最近気がついて、それは、有線の場合は、我々のような中小のISPでもネットワークの自由度が高くて、例えば固定IPアドレスをつくって割り当てるとかから始まって簡単にできるのですが、無線のほうはMVNOとMNOとの話を、いろいろ課題が出てきているので分かりますように、そう簡単にネットワークを自分たちで自由に作れないんです。

それを考えたときに、有線と同じような条件で無線も使える、提供されるのであれば、技術中立性ということと言えるのですが、無線することによって技術は中立になるけれど、ネットワーク側がもう全然中立ではなくなるという可能性は非常に高いと思います。だから、たちまち、固定IPがなかなかできないというのが1点です。

先ほどの3ページの④のところで、有線ブロードバンドの維持が困難となる可能性があるという話が出ているのですが、実はもうこの3月にアウトになりかけたところがありました。そこは、NTTが来ないところなのでADSLの提供をしていたのですが、ADSLをプライベートカンパニーがやっていたのですが、NTTが光サービスのエリアを広げたんです。そうすると当然、皆さんADSLから光に乗り換えてしまうので、ADSLエリアが激減してしまったということで、本来だとあと2年あった契約を、もう今年の3月31日でやめますというので、中には病院もあって、たちまち困っちゃうのですが、撤退するということになっちゃったからどうしよう。

これはNTTが悪いわけでもなく、そのADSL事業者が悪いわけでもないのですが、それは取りあえず、半年から1年ぐらい何とかいろいろなところが頑張っただけで延ばそうということで、一応今のところは回避しているみたいなのですが、ADSLエリアの中にはさっき言いました病院もあって、固定IPを使っているのに、それをWi-Fiじゃなくてモバイルルータで取りあえず回線を置き換えてレセプトは対応しようという話になっ

て、そうすると固定IPができなくて、みたいな話が現実起きています。

これが3月31日だったのが何とか延ばしたのですが、そういった事態がある中で、本来に無線にしちゃって大丈夫ですかねという話があります。

それから、何人かの方がおっしゃっていましたが実効速度の件ですが、下り10Mbpsで遅いというお話があったのですが、これはやっぱりどこで測るかによって全然変わります。たちまち、西日本で10Mbps出ないことはしょっちゅうあります。それは、測るサーバーの先が東日本だからだと思うのですが、3桁が出て、すごい、今日は速いと思ったら、実は単位がメガじゃなくてキロだったということがしょっちゅうあって、西日本においてはしょっちゅうこれは出てきますので、実効速度というのはやっぱりどこで測るか。

それから、GIGAスクールとか折り返しの話がやっぱり出てくるのですが、GIGAスクールなどだと東京で測っても何の意味もないわけで、その地元の折り返しをするのかと。それはネットワークの構成というのはプロバイダーによって全然違いますので、折り返しが得意なプロバイダーとそうじゃないプロバイダーもありますし、それをどう見るのかというのは非常に難しい問題かなと思います。

それから8ページの④のところで、ユーザ利用料金はそれほど高くなっていないということがあるのですが、これは公設民営だったりした場合は相当、自治体が負担しています。自治体が負担することで、ユーザの料金を高くすると入らないからということもあって裏側から補填しているので、前にちょっとお話しした工事料金についてもそうなのですが、どこで誰がどうコストを支えているかというのは相当精査しないと、出てきている金額だけ見て、これは高い安いというのは簡単に言えないのではないかなと思います。

あと先日、NTT西日本のエリアで、IRUのところ工事が2か月とか、場合によっては4か月ぐらい工事ができないということがあったので、それは申入れして改善はしていただいたのですが、どうしても過疎地に関しては、こういったことから始まって、先ほどの無線にしても固定のIPができなくて困るという、もうありとあらゆる困難が今起きています。特にこの2か月ぐらいでそれが起きて、なぜか私のところに集中して来ちゃったので、ちょっとはちはちになっていたのですが、原発の問題でどこかの町長さんが東京電力の社長にそこに来て住めと言っていましたけれど、これ、3日でも行っていただいたら多分分かるので。この時期だから難しいのは難しいのですが。

私を感じるのは、皆さんが想像以上に通信環境は良くなって、競争環境なんかができれば本当にいいのですが、むしろ誰が一抜けるかというのを競争している状況です。

最大の問題は、自治体の担当者に理解がない場合に、その住民が最大の不幸を被ってしまうということが起きているので、もちろん制度の問題もあるのですが、今の予算だと、手を挙げたところしか行かないと。これも前に言ったかもしれないですが、自治体が手を挙げるのではなくて、住んでいる住民が手を挙げられるような仕組みを作らないと、行かないところは永久に行かないかなという気がしています。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほかに、もし構成員の方も追加でございましたら、皆さん併せていただければと思います。大丈夫そうですか。

オブザーバーの方々も含めて大変多くの御意見をいただきましたが、もし事務局のほうで何か御回答なり、反応なりできるのであればいただければと思いますけれども。いかがでしょうか。

【香月事業政策課調査官】 御意見ありがとうございます。まず、林先生から、インターネットトラヒック研究会などよく連携をするようにという御指摘をいただきまして、その研究会、それから先ほど申し上げました固定品質測定手法のサブワーキンググループなども含めまして、担当課とはよく意見交換をしながら検討を進めたいと思っております。

それから、ソフトバンクとKDD Iから規制について御意見をいただいております。今回のこの案ですと競争地域も対象となる。今回、交付金の交付によって支えていくという制度からすると、対象範囲なり手段が過剰なのではないか、それから競争領域に対してその規制が悪影響を及ぼすのではないかという御意見をいただいたところでございます。

今回のこの資料につきましては、テレワークですとか遠隔教育ですとか遠隔医療、そうしたものが人々にとって不可欠なサービスとなってきたという状況を踏まえて、そうしたサービスを適切に安定的に公平に受けられるようにするために、どういう形で制度を担保していくことがいいのかというところから議論をスタートしているところでございます。

その際に、サービス提供者側の事情として、経営が苦しいところが撤退してしまうと、そこに住んでいる人に対してそのサービスがそもそも提供されなくなってしまう。また、そうしたものを安定的、適切・公平に提供していくことを維持していくために制度的な規律の考え方も必要ではないか、そうした全体像の下に議論をさせていただいているところでございます。

そうしたことを踏まえて今回、基本的原則として有線ブロードバンドサービスを提供す



る、全てのサービスに提供することを原則とすべきではないかということを書かせていただいたところでございます。

ただ、御指摘いただきましたように、競争への影響ということを考えるべきではないか、それから規律のレベルということもよく考えるべきではないかということをお指摘いただいておりますので、その点については事務局としても引き続き考えていきたいと思っておりますし、また研究会でも、先生方に御意見などをいただきたいと思っておりますところでございます。

それから、現行のユニバーサルサービスというのはNTT法ですとか電気通信事業法の複数の制度が絡み合っていてできているものではないかという御指摘をいただいたところでございます。

そこはまさに現行の電話についてはいろいろな規律が設けられているわけですが、今回ブロードバンドを検討するに当たりまして、例えばラストリゾートの責務などをどう考えていくかということですか、あと料金の額については、先ほども御指摘いただきましたような特定電気通信役務として現行設けられているような料金の枠組みなどもございます。そうしたものも今回、ブロードバンドにおいて必要かどうかということについて、ぜひ御議論いただきたいと思っておりますところでございます。

それから品質について、例えば10Mbpsというような品質を設けたときに、それ以下についてどうするのかということで、今回、仮に10Mbpsという数字を置いたとしても、それ以下のサービスを提供してはいけないということにはならないと思っております。ただ、10Mbpsを超えた場合と超えない場合で、例えば交付金の交付の対象になるかどうかとか、そうした効果などについては併せて丁寧に整理していく必要があると思っております。

それから、卸の規律についても御指摘をいただいたところでございます。仮に卸先に規律が課せられたときに、卸元のサービスの条件次第によっては、卸先の規律が守れないことが出てくるのではないかという御指摘をいただいたところでございます。

いただいた御指摘も踏まえて、卸の在り方については引き続き検討していきたいと思っております。

それから、JAIPAさんからは地方の実態などについて教えていただきましてありがとうございます。まず技術中立性ということで、実際に光がないところに無線は行かない、また、無線で必ずしも代替することが難しいのではないかという御指摘ですとか、また、

有線のようにネットワークの自由度が高くないという御指摘などをいただいたところでございます。

技術中立性ということについては配慮しなければいけないとは思っておりますが、実際に交付金の仕組みをつくる上では、具体的に設備の維持にかかる費用について算出していく必要が出てまいります。その場合に、その設備というのは一旦、現時点では有線にするとか、その時点その時点で特定していく必要があると思っておりますので、いただいた御指摘も踏まえながら、引き続き検討していきたいと思っております。

それから、実際にADSLの撤退があったということなど、地域の実情については検討の参考とさせていただきます。

あと実効速度の観点でも、どこで測るかということが重要ということで、ここも引き続き、実効速度の測定手法の検討と併せて、その意識を持ちつつ検討していきたいと思っております。

それから料金についても、実際には公設民営で自治体が負担しているというような状況があることや、料金についてどういう仕組みになっているかということも考えていくべきではないか。それから、地域に住んでいる住民のニーズをくみ取る仕組みが必要ではないかといった御指摘をいただいたところでございまして、御指摘を踏まえて引き続き考えていきたいと思っております。

以上でございます。

**【大橋座長】** ありがとうございます。一通り、構成員の方々及びオブザーバーの方々にもコメントなり御意見を頂戴したところですが、もし追加でございましたら、若干お時間もございますので、言い残したことがあればぜひいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【長田構成員】** 長田です。ユニバーサルサービスの負担の在り方なのですが、電話のユニバーサルサービスのよう1番号当たり幾らというように、ほとんどがユーザに転嫁していく、されているという形については、このブロードバンドについてはちょっと違うのではないかなと思っております。

エンドユーザに結果的に転嫁される形になるということは分かっていますが、ああいう形で、自分が待っている番号当たりというのは、このブロードバンドという仕組みの中では難しいのではないかなと思っております。ということだけを申し上げておきたいと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。

全国知事会の西村様、よろしいですか。お願いします。

【全国知事会】 全国知事会の西村です。本日いただきました資料や議論を踏まえて、知事会としてもまた検討させていただきまして、次回の研究会や今後の取りまとめに向けて、また提案などお願いをさせていただくことがあるかもしれません。その節はよろしくお願いいたします。

また、第8回の研究会で、知事会からお時間をいただき提言させていただきました内容につきまして、ぜひ今後の取りまとめに反映していただけるよう、改めてお願い申し上げます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、本日、たくさんの御意見をありがとうございました。いろいろ御意見をいただいて、これまでの制度との接続性であるとか、あるいは今回、制度目的に対して手段が相当しているかどうかという視点。また、そもそも実態がきちっと把握されているのかという御指摘とか、様々いただきました。

次回以降、ヒアリングの機会もありますので、そうした点もしっかり踏まえながら、今後、事務局にもしっかりと整理のほうをお願いできればと思っています。

それでは、本日、そろそろお時間も参りましたので、ここまでとさせていただければと思います。事務局より、今後の予定について御説明のほうをいただければと思います。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回会合の内容及び日時等につきましては、また別途御連絡をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 それでは、本日はこれにて終了、閉会とさせていただきます。お忙しいところ、お時間をいただきましてありがとうございました。

以上